令和5年度 下関市農業委員会臨時総会議事録

日 時 令和6年2月22日(木)

午前9時45分 ~ 午前10時25分

場 所 下関市役所本庁舎西棟 5 階大会議室

会議構成員及び現在総数

会議構成員18現 在 数 18出 席 総 数 17欠 席 総 数 1

議番	氏 名	出欠
1	阪田 実	出席
2	木村 貴志子	出席
3	新久保 克己	出席
4	松倉 公一	出席
5	田﨑 育子	出席
6	岡本 住子	欠席
7	下田 敏純	出席
8	加藤 ソメ	出席
9	石田 安男	出席
10	田上 光義	出席
11	河本 隆一	出席
12	坂田 謙祐	出席
13	伊田 喜弘	出席
14	山田 正信	出席
15	藤本 康洋	出席
16	河本 肇	出席
17	岩本 憲慈	出席
18	有田 孝義	出席

本会議に出席した事務局職員

事務局長 ほか3名

傍聴人:なし

事務局 (小山事務局長)

定刻より若干早いのですが、委員の皆さまがお揃いですので、ただいまより下 関市農業委員会臨時総会を始めさせて頂きます。私は、仮議長が選出されるまで の間、進行を務めさせて頂きます下関市農業委員会事務局長の小山と申します。 よろしくお願いいたします。

最初に、本日の配布資料の確認をさせていただきます。令和5年度下関市農業委員会臨時総会次第、本日の配席表、仮議席表、担当区域別名簿、互選会の方法、下関市農業委員会専門委員会意向調査票、総会日程表、それから、まとめてファイル綴じしていますが、農業委員会関係例規集と関係法令集でございます。お手元にない方はお申し出ください。

それでは、本日の委員の出席状況について報告いたします。委員総数18名の うち、本日出席の委員は17名、欠席委員は1名でございます。

したがいまして、出席委員数が在任委員数の過半数を超えておりますので、 「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定に基づき、本総会が、「成立いたしますこと」をご報告いたします。

続きまして、本日が任命後、初めての総会でございます。農業委員の皆様に自己紹介をお願いしたいと存じます。お手元に配布してあります仮議席表に沿って、阪田委員から順にお願い致します。

(以下の仮議席番号順で挨拶あり。)

- 1 阪田 実 委員
- 2 木村 貴志子 委員
- 3 新久保 克己 委員
- 4 松倉 公一 委員
- 5 田﨑 育子 委員
- 6 岡本 住子 委員
- 7 下田 敏純 委員
- 8 加藤 ソメ 委員
- 9 石田 安男 委員
- 10 田上 光義 委員
- 11 河本 隆一 委員

- 12 坂田 謙祐 委員
- 13 伊田 喜弘 委員
- 14 山田 正信 委員
- 15 藤本 康洋 委員
- 16 河本 肇 委員
- 17 岩本 憲慈 委員
- 18 有田 孝義 委員

事務局 (小山事務局長)

なお、岡本委員が欠席となっております。

続きまして、農業委員会事務局職員の紹介をさせていただきます。

(以下の順番で自己紹介あり。)

小山俊治事務局長、足立英司事務局次長、中川竜寿事務局主幹、北部支局長兼務、開作智美事務局主査

事務局 (小山事務局長)

続きまして、次第の3、仮議長の選出を行います。

本日の総会は委員任命後、最初の総会でございますので、これから議事を進めるにあたり、議長となる会長が選出されるまでの間、仮議長を選出する必要がございます。

事務局から提案させていただきますが、仮議長の選出につきましては、地方自治法第107条の規定を準用し、議長の職務を行う者がいない時は最年長の委員が臨時に議長を行うとありますので、そのように取り計らってよろしいでしょうか。

(異議なしとの発声)

異議なしとのご発言がありましたので、そのように進めさせて頂きます。 それでは、岩本憲慈委員が最年長でございますので、岩本委員に仮議長をお願い したいと存じます。岩本委員、議長席へお願いいたします。

(岩本委員 議長席へ移動)

仮議長が決定しましたので、ここからの進行は、仮議長であります岩本委員に

お願いいたします。

仮議長(岩本憲慈委員)

ただ今、ご指名いただきました岩本でございます。大変緊張をしておりますが、 これから会長が選出されるまでの間、私が仮議長を務めさせていただきます。円 滑な議事進行にご協力よろしくお願いいたします。

それでは着座して、進めさせていただきます。先ほど、事務局から報告がありましたように出席委員が過半数を超えています。本日の総会は成立いたしますので、「令和5年度下関市農業委員会 臨時総会の開会」を宣告します。

それでは、総会会議規則第19条第3項の規定に基づきまして議長のほか2名の委員が署名することとなっておりますので、私の方から指名させて頂きます。それでは、議事録署名委員に阪田実委員と、木村貴志子委員の2名を指名致します。どうぞよろしくお願いします。

それでは、総会次第に従いまして進めさせていただきます。まず初めに、「下 関市農業委員会会議規則」について事務局から説明をお願いします。

事務局(足立事務局次長)

ご説明します。以降、着座にて失礼します。「下関市農業委員会総会会議規則」ですが、お手元にファイル綴じしております下関市農業委員会関係例規集の1ページから3ページをご覧ください。この規則では農業委員会総会について定めています。

主な内容は第2条から第4条で総会の招集方法を、第5条で議席の決定方法、 第6条から第10条で総会の進行方法、第11条で発言方法、第16条から第 18条で採決の方法など必要な事項を定めています。

従いまして、本日の総会もこの規則に基づいて進行して参ります。以上です。

仮議長(岩本憲慈委員)

それでは、次第の5、会長および会長職務代理者の互選会に移ります。「下関 市農業委員会会長等互選規程」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 (足立事務局次長)

ご説明いたします。「下関市農業委員会会長等互選規程」でございますが、先程の関係例規集の5ページから7ページをご覧ください。これは農業委員会等に関する法律第5条に基づき、会長及び、その職務を代理する者を委員が互選する場合の詳細を定めております。

主な内容は第3条で互選会の招集を、第5条で互選会の事務を管理執行する

互選管理人を、第6条から第9条で投票方法等、第10条で指名推薦による方法 などを定めております。以上です。

仮議長 (岩本憲慈委員)

それでは、下関市農業委員会会長等互選規程に基づき、互選会を開催いたします。

互選規程第3条第3項に「市長による委員の任命後、最初に行われる総会及び会長及び職務代理者がともに欠けたときにおける互選会は当該総会の招集をもって互選会の招集があったものとみなす」とあり、第4条に「互選会は委員の3分の2以上の出席により成立する」とあることから、互選会の成立を宣言致します。

また、第5条第1項第1号で、互選管理人は仮議長が務めることになっていますので、私が互選管理人を務めさせて頂きます。

それでは、互選規程に基づく互選方法につきまして、事務局から説明をお願い します。

事務局(足立事務局次長)

ご説明します。互選の方法でございますが、先ほどご説明致しました下関市農業委員会会長等互選規程に規定されているとおり、第6条に基づく単記無記名の投票の方法と第10条に基づく指名推薦の方法の2種類がございます。

単記無記名投票とは、記入者名は書かずに無記名で、投票用紙に候補者を一名のみ記入して投票する方法です。

指名推薦とは、投票によらずに特定の候補者を予め指定して、全員の同意によってその者を当選人とする方法です。これまでは慣例により、この指名推薦の方法で行ってまいりました。なお指名推薦の方法による場合は、「出席委員全員に異議がないとき」という条件が付されております。

お手元に「互選会の方法」と記載した一枚紙がありますのでご確認ください。ここに互選会の流れを簡単にお示ししています。

先ず、会長から決めていきます。指名推薦の有無を確認します。推薦が1名のみで、かつ、出席委員全員の同意が得られれば、推薦された方が会長に当選し、本人の承諾を得たのちに会長に決定します。

ただし、全員の同意が得られない場合、すなわち異議を唱える委員がいる場合 や、2名以上の委員が推薦された場合は、指名推薦は行わず、投票によって決定 します。

投票による場合も当選した本人の承諾を得たのちに会長に決定します。 なお、会長と職務代理者の互選は別々に行います。先ず会長を決定してから、 次に職務代理者を決定します。

会長が指名推薦、職務代理者が投票というケースもあり得ます。以上です。

仮議長(岩本憲慈委員)

ただ今、事務局から下関市農業委員会会長等互選規程に基づく互選方法について説明がありました。

なお、互選規程第13条により、互選管理者は互選会終了後、互選に関する記録を作成し、出席委員の中から指名した2名とともに、署名又は記名押印するものとされておりますので、私から2名の委員を指名いたします。

新久保克己委員と、松倉公一委員を指名します。よろしくお願いいたします。

新久保克己委員、松倉公一委員

はい。

仮議長 (岩本憲慈委員)

それでは、まず慣例による指名推薦により、互選を行うことについてお諮りいたします。

皆様、ご異議はございませんか。

全委員

異議なしの発声

仮議長(岩本憲慈委員)

出席委員全員が異議なしのようですので、指名推薦により、進めさせていただきます。

それでは、初めに会長の推薦を確認します。どなたか推薦する委員はいらっしゃいますか。

阪田実委員

阪田でございます。前期の山田会長さん、私も3年間一緒に農業委員をやってきました。山田委員、誠に素晴らしいものがございまして、私は会長に適任だと思っておりますので、ご推薦申し上げます。よろしくお願いいたします。

仮議長(岩本憲慈委員)

ただいま、阪田委員から、山田正信委員を推薦する意見がありましたが、ほかに推薦される方はおられませんか。

会長の推薦候補が、山田正信委員 1 名ですので、山田正信委員を会長とすることで、皆様異議はございませんか。

全委員

異議なしの発声

仮議長 (岩本憲慈委員)

それでは、出席委員全員が異議なしのようですので、互選規程第10条第2項に基づき、山田正信委員を当選人とすることを決定し、同規程第11条に基づき報告をいたします。

なお、互選規程第12条第1項の規定により、「当選人が決定した場合は、互 選管理人は当選人に対して会長となることの承諾を求めなければならない。」と 定められておりますので、ここで、山田正信委員へ会長に就任することの承諾確 認を致します。

それでは、山田正信委員、会長に就任することのご承諾をいただけますか。

山田正信委員

ただいま、指名推選によりまして、会長にご指名を受けました山田正信でございます。

まことに恐縮でございますけれども、会長就任に承諾いたします。

仮議長(岩本憲慈委員)

ただいま、山田正信委員が会長に就任することに承諾されましたので、会長は 山田正信委員に決定いたします。

続いて、会長職務代理者の推薦についてお願いします。どなたか推薦する委員はいらっしゃいますか。

阪田実委員

阪田でございます。職務代理者に田﨑育子委員を推薦します。前期も私が推薦 した覚えがございますが、3年間、大変すばらしい活動をされてきたと思ってお りますし、皆さんもそう思っておられると思います。

自信を持って推薦したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

仮議長(岩本憲慈委員)

ただいま、阪田実委員から田﨑育子委員を推薦する声がありましたが、他に推

薦される方はおられませんか。

会長職務代理者の推薦候補が、田﨑育子委員 1 人ですので、田﨑育子委員を 会長職務代理者に推薦することで、異議はございませんか。

全委員

異議なしの発声

仮議長 (岩本憲慈委員)

それでは、出席委員全員が異議なしのようですので、互選規程第10条第2項に基づき、田﨑育子委員を当選人とすることに決定すると共に、同規程第11条に基づき報告いたします。

なお、先程と同様に、ここで田崎育子委員に会長職務代理者となることの承諾 を頂きたいと思います。田﨑育子委員、会長職務代理者になることの承諾を頂け ますか。

田﨑育子委員

田﨑です。先ほど阪田さんからもったいないご推薦をいただきましたので、会長と一緒に一生懸命させていただきます(応諾)。

仮議長 (岩本憲慈委員)

ただいま、田﨑育子委員が会長職務代理者に就任することを承諾されました ので、会長職務代理者を田﨑育子委員に決定いたします。

それでは、会長に山田正信委員、会長職務代理者に田﨑育子委員で決定いたしました。

以上で、互選会を終わりますが、新しく就任された会長と、会長職務代理者の ご両名より挨拶を頂きたいと思います。

最初に山田正信会長、ご挨拶をお願いいたします。

新会長 山田正信委員

挨拶

仮議長(岩本憲慈委員)

続いて、田﨑育子会長職務代理者、ご挨拶をお願いいたします。

新会長職務代理者 田﨑育子委員

挨拶

仮議長 (岩本憲慈委員)

それでは本日から3年間、よろしくお願いいたします。

農業委員会総会会議規則第6条の規定に、「会長は、総会の議長となり議事を 整理する」とありますので、これより新しく会長に就任された山田正信委員に議 長をお願いいたします。

これをもちまして、仮議長の席を下ろさせていただきます。ここまで、議事進行にご協力頂きありがとうございました。

(議長交代)

議長(山田会長)

それでは、私、山田がこれからの進行を務めさせて頂きます。どうぞよろしく お願い致します。

続きまして、次第の6、議席の決定についてですが、農業委員会総会会議規則第5条第1項の規定により、「委員の議席は会長が定める」とあります。本日仮議席表をお配りしています。なお、議席番号は地域順で決定しています。記載している仮議席番号を本議席番号とさせて頂きますのでよろしくお願い致します。今までの説明について、質問、意見等ございませんか。

全委員

(特になし)

議長(山田会長)

質問等無いようですので、次に移らせて頂きます。

それでは、次第の7、議事に移ります。

議案第1号 農地利用最適化推進委員の承認について、お諮り致します。事務 局の説明を求めます。

事務局(足立事務局次長)

お手元の事前に郵送しました資料の中に、「下関市農地利用最適化推進委員 候補者名簿」があると思いますので、ご確認をお願いいたします。

推進委員につきましては、農業委員会等に関する法律第17条に基づき「農業委員会は、農地の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならない」とあります。

本市では、令和5年7月31日(月)から令和5年10月6日(金)までの期間に農地利用最適化推進委員の公募を行いました。その結果、募集定数40名に対し、40名の申し込みがありましたので、令和5年11月1日(水)に農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を開催し、推進委員候補者の評価を行いました。評価委員は、病欠の1名を除き、農業委員会会長、農業委員会会長職務代理者、農業委員4名の計6名で、行いました。

その結果、評価委員会において、各担当区域の農地利用最適化推進委員候補者が選定されたところであります。評価委員会は下関市農業委員会農地利用最適化推進委員選任に関する要綱第9条第2項により、令和5年11月14日(火)に開催された農業委員会第8回総会において農業委員会に選考結果の報告を行い、農地利用最適化推進委員の候補者として、名簿に記載された40名を決定しております。

本日、この臨時総会にて、ここに挙げております40名の候補者を下関市農地 利用最適化推進委員として正式に決定して頂きたいと思います。以上です。

議長(山田会長)

只今、事務局から説明がありました。お手元に配布しております候補者名簿に 目をとおして頂いていると思います。何かご意見ご質問はございますか。

委員

(意見・質問なし)

議長 (山田会長)

ないようですので、これより採決します。承認される方の挙手を求めます。

挙手多数と認め、提案のとおり承認いたします。今後の事務手続きについて、 事務局よりお願いします。

事務局(足立事務局次長)

ただいま承認いただきました推進委員の委嘱日は本日付けとなります。

委嘱状交付式につきましては3月1日(金)午前9時30分より実施をすることとします。

なお、同日午前10時00分より、新任の推進委員15名と農業委員3名を対象に「初任者研修」を川棚公民館で行う予定にしておりますので、該当する委員はご出席をお願いします。以上です。

議長(山田会長)

事務局の説明が終わりました。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。ご意見等は、ございませんか。

ないようですので、本日の議案審議については以上で終了いたします。 引き続きまして次第8「その他事項」に移ります。事務局より説明をお願いい たします。

事務局(足立事務局次長)

ご説明いたします。

先ず、山口県農業会議普通会員についてですが、山口県農業会議定款第6条第4項第1号の規定に基づき、山口県内の市町に置かれる農業委員会の会長又は当該農業委員会が指名した委員が、山口県農業会議の普通会員たる資格を有することになっております。

本市農業委員会では、慣例により会長がこの普通会員に選任されていますので、山田会長にお願いしたいと思いますが、会長、よろしいでしょうか。

山田会長

承諾いたします。

事務局(足立事務局次長)

ありがとうございます。

それでは次に、下関市総合計画審議会委員についてですが、山田委員に務めていただいております。引き続き、山田会長にお願いしたいと思いますが、会長よろしいでしょうか。

山田会長

はい、承諾いたします。

事務局(足立事務局次長)

ありがとうございます。

次に、下関市都市計画審議会委員についてですが、今まで会長職務代理者である田崎育子委員に務めていただいておりました。

田崎委員の任期が令和7年5月31日までになっておりますので、引き続き、 田崎委員にお願いしたいと思いますが、田崎委員よろしいでしょうか。

田﨑育子委員

はい、承諾いたします。

事務局 (足立事務局次長)

ありがとうございます。

次に、下関市国民健康保険運営協議会委員についてですが、ご退任された委員 に務めていただいておりましたので、来月の3月総会にて、新たに決定いたした いと思います。

以上です。

議長 (山田会長)

議長

これまでの議事の全般について、皆様方から何か質問はございませんか。

ないようですので、以上をもちまして本日の総会の全日程を終了いたしました。「令和5年度 臨時総会の閉会」を宣告いたします。

(終了時刻10時25分)

上記の議事録は正確と認め署名する。

时处人	 	
署名委員		
四万五日		
署名委員		